

## 廃プラスチックを回収します

☎ 農業振興課 農林企画係 ☎ 282-1607

産業廃棄物となる農業用廃プラスチックを8月と11月に回収します。

収集の際は、リサイクルができるよう、塩化ビニール、ポリオレフィン系、ポリアスチレンと材質別に分別してからお持ちください。

分別のほかにも、劣化したものや焼けた部分は取り除き、再生に向くものと向かないものに選別してから、梱包してください。

- 収集日** 8月8日(金)・9日(土) 8時～12時  
11月14日(金)・15日(土) 13時～16時  
※収集1日目・ポリ、その他資材  
2日目・ビニール、劣化したもの

●**収集場所** 上益城農協本所カントリー横

**フィルムの梱包方法** リサイクルが出来るように分別回収を徹底しましょう!

①泥やゴミを落とす ②フィルムを両側から折り、つづら折りにする(糊目加工しているフィルムは、透明以外の糊目部分は切り取る) ③同じ種類のフィルムで3カ所を縛る

農ビ: ビニールフィルム (同じビニールで縛る)

農ポリ: ポリフィルム PO系フィルム (同じフィルムで縛る) 肥料袋 (色別に分けて、たたんで縛っておく)

※処理費用は農家の皆さんの負担となります。今年から値上りしております。

農業用ポリフィルム	1ヶあたり 30円
農業用ビニール	1ヶあたり 15円
劣化ビニール	1ヶあたり 30円

## ラグビーワールドカップに向けて!～イベントホームステイホストを募集します～

☎ イベントホームステイ事務局 (委託先・株式会社パソナ) ☎ 311-7211  
商工観光課 商工観光係 ☎ 282-1226

熊本県では、本年9月から10月に開催されるラグビーワールドカップや祭りアイランド九州等のイベントにおいて、イベント民泊制度を利用したイベントホームステイホスト(自宅提供者)を募集します。詳しい内容は、県ホームページが説明会にご参加ください。

- ◆**説明会について**
- 日時** 7月1日(日)～8月末までの毎週木曜日 10時～11時  
(※日時など都合が合わなければ個別対応可)
- 会場** パソナ・熊本(熊本市中央区花畑町4-7-6F)

## 人事異動についてお知らせします

☎ 総務課 総務係 ☎ 282-1111

令和元年7月1日付けの人事異動をお知らせします。

氏名	新	旧
堤 大貴	町民保険課保険係主事	農業振興課農林企画係主事
清水 武志	建設課維持管理係主査	環境保全課水道係主査
村上 大斗	建設課維持管理係技師	農業振興課耕地係技師

## 令和2年度採用の職員を募集します

☎ 総務課 総務係 ☎ 282-1111

### ●募集内容

職種(試験区分)	採用予定数	勤務先及び職務内容	受験資格
一般事務(高卒程度)	1人程度	町長部局または教育委員会などに勤務し、一般事務に従事する。	平成元年4月2日～平成14年4月1日生まれの人
一般事務(社会人:民間企業等経験者)	1人程度	町長部局または教育委員会などに勤務し、一般事務に従事する。	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、民間企業等での職務経験年数が直近10年で通算5年以上ある人

### ■1次試験日時・会場

9月22日(日) 8時30分～・御船高校  
※2次試験(11月中旬予定)については、合格者のみに通知します。

### ■申込方法

申込書を総務課へ提出してください。郵便で申し込む場合は「御船町役場職員採用試験申込」と朱書きし、82円切手を貼った封筒を同封し、簡易書留で郵送してください。

### ■申込書交付場所

役場2階総務課で配布するほか、町ホームページからもダウンロードできます。郵便で請求する場合は、「御船町役場職員採用試験申込請求」と朱書きし、返信用封筒(140円切手を貼り、あて先を記入したもの)を同封し総務課まで送付してください。

### 受付期間

7月29日(日)～8月16日(土) (土日祝日除く。)  
8時30分～17時00分  
※郵送の場合は8月16日(土)までの消印があるもの



## 犬の飼い主として守らなければならないこと

☎ 環境保全課 環境衛生係 ☎ 282-1604

### 終生飼養をする

誰かが拾ってくれるだろうと安易な気持ちで動物を捨てないでください。野良犬となり迷惑をかけることとなります。愛情と責任をもって一生家族の一員として飼いましょう。

### 放し飼いは絶対しない

犬は鎖で繋ぐか、檻に入れて飼わなければなりません。首輪や鎖の点検も日頃から習慣付けましょう。放し飼いをすると、人を噛んだり、事故により犬自身も犠牲になることがあります。もし、犬が人を噛んだら保健所に届出なければなりません。

### 犬の登録と狂犬病予防注射について

犬の登録は、犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあっては、生後九十日を経過した日)から三十日以内に、その犬の所在地を管轄する市町村に犬の登録を申請しなければなりません。注射については、集合注射(毎年4月・10月実施)および動物病院でも受けることができます。なお、動物病院で注射を受けられた場合は、狂犬病予防注射済証を町環境保全課に提出し注射済票の交付を受けてください(別途狂犬病予防注射済証書料が必要)。